

平成30年

第8回飯館村議会臨時会会議録

自 平成30年11月30日
至 平成30年11月30日

飯 館 村 議 会

平成30年第8回飯館村議会臨時会会期日程

(会期1日間)

日次	月日	曜	区分	開会時刻	日 程
第1日	11. 30	金	本会議	午前11時00分	<p>開 会</p> <p>諸般の報告</p> <p>1. 会議録署名議員の指名</p> <p>2. 会期の決定</p> <p>3. 村長の提案理由の説明</p> <p>4. 議案審議</p> <p>閉 会</p>

平成30年11月30日

平成30年第8回飯舘村議会臨時会会議録（第1号）

平成30年第8回飯館村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	平成30年11月30日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成30年11月30日 午前11時00分				
	閉議	平成30年11月30日 午前11時32分				
心（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	5番 高橋和幸		6番 渡邊計		7番 佐藤八郎	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 高橋由香		書記 來海裕一	
地方自治法の 第121条のた めの出席者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	細川亨	○
	健康福祉課長	齊藤修一	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育課長	村山宏行	○
	教育長	中井田 榮	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○			
	農業委員会 会長	菅野啓一		農業委員会 会長	石井秀徳	○
	選挙管理委員会 委員長	伊東 利		選挙管理委員会 書記	高橋正文	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成30年11月30日（金）午前11時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 議案第 92号 平成30年度飯舘村一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 5 議案第 93号 平成30年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第 94号 平成30年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第 95号 平成30年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 96号 平成30年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 97号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第 98号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第 99号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第100号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（菅野新一君） ただいまの出席議員9名、定足数に達しておりますので、これより平成30年第8回飯館村議会臨時会を開会します。

（午前11時00分）

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野正行君） 報告します。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、予算案件5件、条例案件4件、計9件であります。

次に、閉会中の委員会の活動状況であります。広報編集特別委員会が10月25日に、議会だより編集のため開催されております。

次に、産業厚生常任委員会が、所管事務調査のため11月29日、福島県立医科大学へ訪問調査を実施しております。

次に、議会運営委員会が本日、本臨時会の会期、議事日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から、平成30年9月及び10月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、5番 高橋和幸君、6番 渡邊 計君、7番 佐藤八郎君を指名します。

◎日程第2、会期決定の件

議長（菅野新一君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定いたしました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第3、村長提出の議案第92号から議案第100号を一括上程し、村長の

提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日、ここに平成30年第8回飯舘村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところ、ご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会は、福島県人事委員会の勧告に準じて、職員の給与等の改定を行う必要が生じたので、ご承認いただきたく招集したものでございます。

それでは、提出しました議案についてご説明をいたします。

まず、議案第92号であります。平成30年度飯舘村一般会計補正予算（第6号）でございます。これまでの予算に644万7,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を160億5,405万2,000円といたしました。

歳出の主な内容は、総務費の中の総務管理費に788万6,000円、民生費の社会福祉費から581万7,000円の減でございます。衛生費の水道費に922万円、土木費の土木管理費に852万8,000円、教育費の教育総務費から1,592万4,000円の減などとなっております。また、この財源として、地方交付税、基金繰入金を充てているところであります。

次に、議案第93号ですが、平成30年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。これまでの予算に16万8,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を12億8,700万2,000円といたしました。

次に、議案第94号は、平成30年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。既定予算に1,653万9,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を1億4,113万7,000円といたしました。

議案第95号は、平成30年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。既定予算から121万3,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を11億4,015万3,000円といたしました。

議案第96号は、平成30年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。既定予算に1,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を3,206万4,000円といたしました。

議案第97号は、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。この改正は、福島県人事委員会の勧告に準じまして、議会議員の特別給を0.05月分引き上げる改定を行うものでございます。

議案第98号は、村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。この改正も福島県人事委員会の勧告に準じて、村長など特別職の特別給を0.05月分引き上げる改定を行うものであります。

次に、議案第99号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。この改正は、福島県人事委員会の勧告に準じて職員の給与等の改定を行うものであります。

議案第100号は、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例であります。これも福島県人事委員会の勧告に準じて、任期付職員の給与等の改定を行うものでございます。

以上が、提出いたしました議案の概要であります。どうぞよろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案についての説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前11時09分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時22分）

◎日程第4、議案第92号 平成30年度飯館村一般会計補正予算（第6号）

議長（菅野新一君） 日程第4、議案第92号平成30年度飯館村一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第93号 平成30年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議長（菅野新一君） 日程第5、議案第93号平成30年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第94号 平成30年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（菅野新一君） 日程第6、議案第94号平成30年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

6番（渡邊 計君） ちょっと場所の確認ですけれども、これは今マル萬さんの側を通ってい

るあの小さい川でいいのかと、あとこれの工期はいつからいつまでになるのか。

建設課長（高橋祐一君） 場所については、今議員がおっしゃっていたとおりのマル萬の脇の水管橋です。県道改良に伴い、ボックスカルバートになるので、水道管をその下を通すこととなります。

工期につきましては、現在県の工事についてはもう発注されております。県の工事については、9月28日から来年3月29日ということで建設を進めているところでありまして、工事は県の工事とは別に村が補償費の中で発注して、それを施工するというふうなことになるものですから、12月いっぱいぐらいに工程会議をやらないと、なかなか間に合わないということで、今回提出させていただきました。この工期については、3月までには終わるという予定になっています。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第95号 平成30年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第3号）

議長（菅野新一君） 日程第7、議案第95号平成30年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第96号 平成30年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（菅野新一君） 日程第8、議案第96号平成30年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第97号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第9、議案第97号議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第98号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第10、議案第98号村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第99号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第11、議案第99号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を
議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第100号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第12、議案第100号一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

議長(菅野新一君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第8回飯館村議会臨時会を閉会します。

(午前11時32分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年11月30日

飯館村議会議長

菅野新一

同 会議録署名議員

高橋和孝

同 会議録署名議員

渡邊 亨

同 会議録署名議員

佐藤 八郎